

苫小牧市週休2日設定工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市が発注する建設工事において、建設業の担い手確保、入職しやすい環境づくりを計画的に行う等受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、週休2日を設定する工事（以下「週休2日設定工事」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 月単位の週休2日 対象期間内における全ての月毎の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上（以下、「4週8休以上」という。）の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものと見なす。
- (2) 通期の週休2日 対象期間内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所設置や測量等）に着手する日をいう。工事完成日とは、後片付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (5) 水道工事 「水道施設整備費に係る歩掛表」に基づき設計図書を作成している工事をいう。

(対象工事)

第3条 試行の対象とする工事は、市長が週休2日による工期設定を行った工事（準備・後片付け期間及び不稼働日（休日、降雨・降雪日その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものに限る。）とする。ただし、災害復旧工事、緊急対応工事、工期末に制限のある工事等週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。

(発注方式)

第4条 受注者希望方式とし、契約後、受注者の希望により週休2日による施工を実施することができるものとする。

(補正方法)

第5条 当初予定価格から月単位の週休2日を前提とした経費の積算を行い、現場閉所の達成状況の結果、月単位の週休2日に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の週休2日に満たないものについては、当初計上の補正率を考慮しない設計変更手続きを行う。ただ

し、水道工事については、当初予定価格から通期の週休2日を前提とした経費の積算を行い、月単位の4週8休を達成しても、経費の補正は行わない。

(実施における留意事項)

第6条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。

2 契約後、受注者が週休2日による施工を希望したが、これを履行することができなくても、工事成績評定において減点等の措置は行わない。

3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日とすることもできるものとする。

4 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することができるものとする。なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。

5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類（工事月報、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等をいう。）の提示により確認を行うものとする。

6 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等を行わないこととする。

7 週休2日設定工事は、対象期間における現場閉所の状況に応じて、設計変更により工事別に以下の経費を補正する。

【工事の補正対象経費】

土木工事：労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費

水道工事：労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費

営繕工事：労務費

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

2 この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

3 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

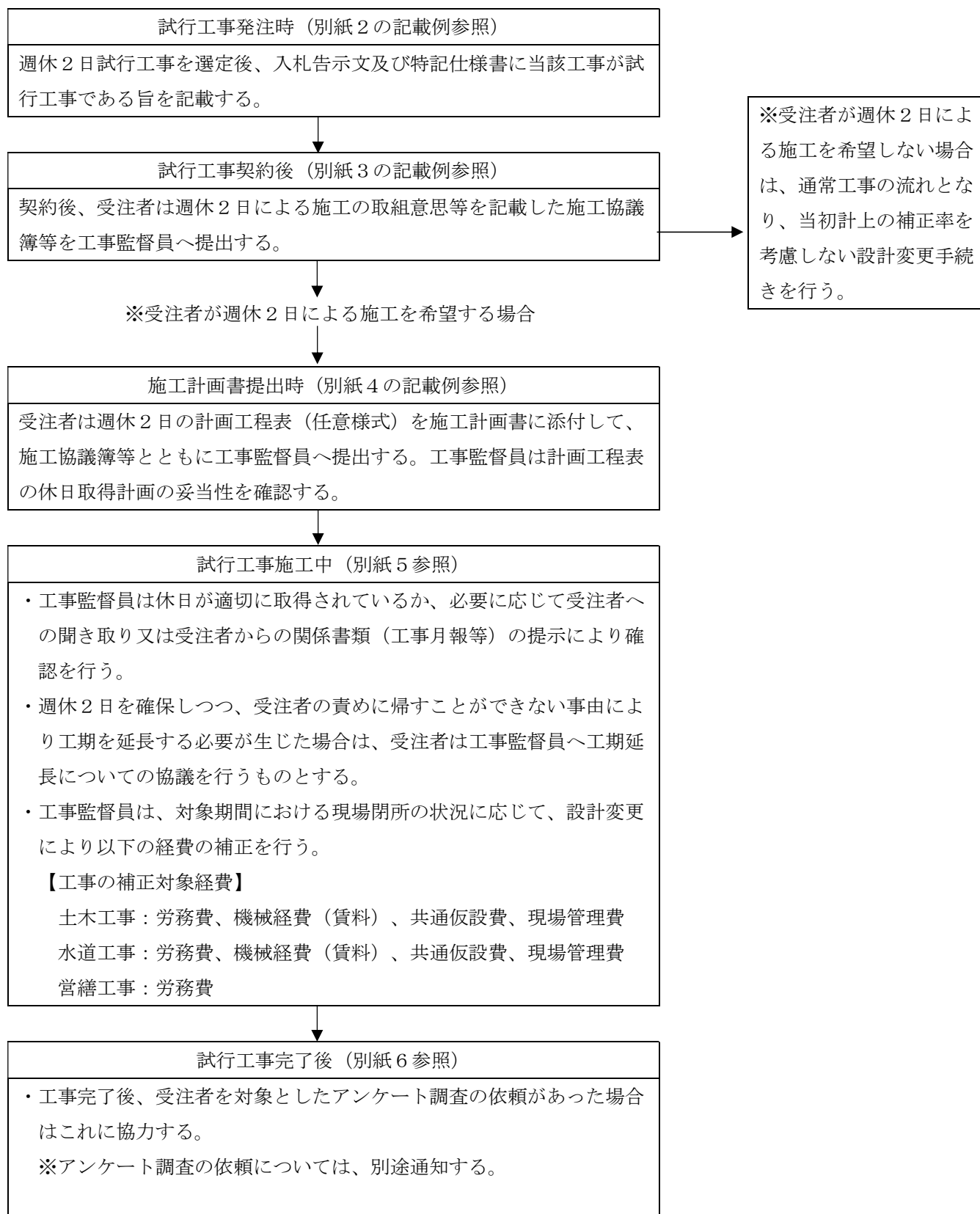
附 則

4 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

5 この要領は、令和6年11月1日から施行し、同年12月1日以後に工事等入札指名委員に付議する工事から適用する。

試行工事実施フロー



1 告示別表の記載例

告示別表に以下事項を記載すること。

(全工事共通)

「13 その他」に以下を追記する。

本工事は、「苫小牧市週休2日設定工事試行要領」に基づいた対象工事である。

受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。

2 特記仕様書の記載例

特記仕様書に以下事項を記載すること。

(土木工事及び営繕工事)

○ 週休2日試行工事の実施について

1 本工事は、「週休2日試行工事」の対象工事である。

2 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。

3 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

4 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。

5 月単位の週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内における全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

《現場閉所率の算定方法》

$$K(\%) = A / (B - C)$$

※K：現場閉所率（%）

A：現場閉所日数（ただし年末年始6日間及び夏季休暇3日間の期間を除く。）

B：週休2日確認対象期間日数（工事着手日から工事完成日までの期間）

C：Bのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間と重複する日数

6 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

7 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

- (1) 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - (2) 受注者は、実施結果を関係書類（工事月報、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等）により発注者へ報告する。
- 8 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合は、受注者は協力するものとする。
- 9 週休2日による施工を希望した工事は、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は現場の閉所状況に応じた減額の設計変更を行う。また、市場単価についても、現場閉所に応じた補正係数を乗じる。なお、労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。
- (1) 補正方法
- 当初予定価格から月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は通期の週休2日の補正係数に変更を行う。なお、通期の4週8休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初計上の補正率を考慮しない設計変更手続きを行う。
- 10 週休2日試行工事について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。
- 11 その他の事項については、苫小牧市週休2日設定工事試行要領によるものとする。

(水道工事)

○ 週休2日試行工事の実施について

- 1 本工事は、「週休2日試行工事」の対象工事である。
- 2 受注者は、通期の週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に通期の週休2日による施工を行うことができる。
- 3 通期の週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

- 4 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- 5 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

《現場閉所率の算定方法》

$$K(\%) = A / (B - C)$$

※K：現場閉所率（%）

A：現場閉所日数（ただし年末年始6日間及び夏季休暇3日間の期間を除く。）

B：週休2日確認対象期間日数（工事着手日から工事完成日までの期間）

C：Bのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間と重複する日数

- 6 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- 7 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - (1) 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - (2) 受注者は、実施結果を関係書類（工事月報、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等）により発注者へ報告する。

- 8 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合は、受注者は協力するものとする。

- 9 週休2日による施工を希望した工事は、現場閉所の達成状況を確認後、通期の4週8休に満たない場合は当初計上の補正率を考慮しない設計変更手続きを行う。また、市場単価についても、現場閉所に応じた補正係数を乗じる。なお、労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

(1) 補正方法

当初予定価格から通期の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じる。なお、現場閉所の達成状況を確認後、通期の4週8休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初計上の補正率を考慮しない設計変更手続きを行う。

- | |
|---|
| <p>1 0 週休2日試行工事について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</p> <p>1 1 その他の事項については、苫小牧市週休2日設定工事試行要領によるものとする。</p> |
|---|

工事施工協議簿

契約後打合せ時

[指示・承諾・協議・確認]

工事名		〇〇〇〇工事	工事監督員	総括監督員	主任監督員	監督員
業者名		(株)〇〇建設	署名			
協議年月日		令和6年〇月〇〇日	役職名	現場代理人	監理技術者	主任技術者
協議年月日		令和6年〇月〇〇日	署名			
協議事項	記載者	内 容				
	現場代理人 〇〇	週休2日モデル工事について協議します。 例1) 当工事において、月単位の週休2日による施工を希望します。				
		例2) 当工事において、週休2日による施工は実施しません。				
合意事項	監督員 〇〇	例1) 了解しました。 月単位の週休2日による施工を実施して下さい。 また、週休2日の計画工程表を提出願います。				
		例2) 了解しました。 労働基準法第32条(労働時間の原則)及び第35条(休日)を 順守の上、工事を進めて下さい。				
	協議最終取交し日		令和6年〇月〇〇日	協議簿通し番号		No.

※様式については、開発局様式の使用も可とする。

工事施工協議簿

計画工程表受理時

[指示・承諾・協議・確認]

工事名		〇〇〇〇工事	工事監督員	総括監督員	主任監督員	監督員
業者名		(株)〇〇建設	署名			
協議年月日		令和6年〇月〇〇日	役職名	現場代理人	監理技術者	主任技術者
協議年月日		令和6年〇月〇〇日	署名			
協議事項	記載者	内 容				
	現場代理人 〇〇	前回打合せ時に協議した、週休2日の計画工程表を提出します。				
合意事項	監督員 〇〇	例1) 計画工程表の内容が適正(妥当)ですので、この工程に沿って工事を進めて下さい。 なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。				
		例2) 計画工程表の内容を確認しましたが、極端に偏った現場閉所日となっているため、均衡の取れた閉所日になるよう調整をお願いします。 (計画工程表については再提出をお願いします。)				
	協議最終取交し日		令和6年〇月〇〇日	協議簿通し番号		No.

※様式については、開発局様式の使用も可とする。

週休 2 日試行工事の経費の補正について

週休 2 日による工事の発注を推進するため、必要な経費を計上する試行を行う。

計上方法は以下のとおりとする。

- 1 週休 2 日を実施する工事については、現場閉所率を算出し、対象期間における現場の閉所状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。「現場閉所率の算定方法」、「現場の閉所状況」、「補正係数」、「補正対象経費」、「市場単価補正係数」は以下のとおり。

<現場閉所率の算定方法>

$$K(\%) = A / (B - C) \quad ※K: \text{現場閉所率}(\%)$$

A: 現場閉所日数（ただし年末年始 6 日間及び夏季休暇 3 日間の期間を除く。）

B: 週休 2 日確認対象期間日数（工事着手日から工事完成日までの期間）

C: B のうち、年末年始 6 日間及び夏季休暇 3 日間と重複する日数

<現場の閉所状況>

月単位の週休 2 日（4 週 8 休）以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の週休 2 日（4 週 8 休）以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

<補正係数>

（土木工事）

	現場の閉所状況	
	月単位 4 週 8 休以上	通期 4 週 8 休以上
労務費	1. 0 4	1. 0 2
機械経費（賃料）	1. 0 2	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 3	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 5	1. 0 3

（営繕工事）

	現場の閉所状況	
	月単位 4 週 8 休以上	通期 4 週 8 休以上
労務費	1. 0 4	1. 0 2

(水道工事)

	現場の閉所状況
	4週8休以上
労務費	1. 0 5
機械経費（賃料）	1. 0 4
共通仮設費率	1. 0 4
現場管理費率	1. 0 6

＜市場単価補正係数＞ 下記市場単価補正係数一覧による。

2 補正方法 受注者希望方式

(1) 土木工事

- ① 当初予定価格から月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整った工事は、現場の閉所状況に応じて、月単位の4週8休に満たない場合は通期の週休2日の補正係数に変更を行う。
- ② ただし、通期の週休2日を達成できなかった工事、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった工事は、当初計上の補正率を考慮しない設計変更手続きを行う。

(2) 水道工事

- ① 当初予定価格から通期の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じる。
- ② ただし、通期の週休2日を達成できなかった工事、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった工事は、当初計上の補正率を考慮しない設計変更手続きを行う。

(3) 営繕工事

- ① 当初予定価格から月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整った工事は、現場の閉所状況に応じて、月単位の週休2日に満たない場合は通期の週休2日の補正係数に変更を行う。
- ② ただし、通期の週休2日を達成できなかった工事、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった工事は、当初計上の補正率を考慮しない設計変更手続きを行う。
- ③ 市場単価と補正市場単価は、＜市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格補正係数一覧＞の補正率及び以下の式により算出する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、＜市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格補正係数一覧＞の補正率及び以下の式により算出する。ただし、見積単価は補正しない。

【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

<市場単価補正係数一覧>

※下記一覧のうち、北海道建設部単価コード表に掲載されていない市場単価については、土木工事積算システムに対応していないことから補正係数を乗じた単価を登録単価に計上し積算すること。

名称	区分	補正係数		
		土木工事		水道工事
		月単位 4週8休以上	通期 4週8休以上	4週8休以上
鉄筋工		1.04	1.02	1.05
ガス圧接工		1.03	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.02
	撤去	1.04	1.02	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.04	1.02	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.04	1.02	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.04	1.02	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01	1.03
道路標識設置工	設置	1.01	1.00	1.01
	撤去・移設	1.03	1.02	1.04
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.02
	撤去	1.04	1.02	1.05
法面工		1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.04	1.02	1.05
	剪定	1.04	1.02	1.05
公園植栽工		1.04	1.02	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01

<下水道（管路）市場単価補正係数一覧>

※下記一覧のうち、北海道建設部単価コード表に掲載されていない市場単価については、土木工事積算システムに対応していないことから補正係数を乗じた単価を登録単価に計上し積算すること。

名称	規格・仕様	補正係数	
		月単位 4週8休以上	通期 4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.02	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.02	1.01
砂基礎工	人力施工	1.04	1.02
砂基礎工	機械施工	1.04	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.04	1.02
砕石基礎工	機械施工	1.04	1.02
組立マンホール設置工		1.03	1.02
小型マンホール工		1.01	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01	1.00
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.02	1.01

<市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格補正係数一覧>

※市場単価方式による積算にあたっては、現場の閉所状況に応じて、下表に示す補正係数を乗じるものとする。

【建築工事】

工種	摘要	月単位 4週8休		通期 4週8休	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.01	1.01
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事		1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事		1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート		1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事		1.02	1.02	1.01	1.01

木工事		1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具 (ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具 (シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系 床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系 床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット		1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.02	1.02	1.01	1.01

＊「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。
 なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

【電気設備工事】

工種	摘要	月単位 4週8休		通期 4週8休	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆銅棒、接地極埋設票（金属製）	1.02	1.02	1.01	1.01

【機械設備工事】

工種	摘要	月単位 4週8休		通期単位 4週8休	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22